

# 無線機はルールを守って、 正しく使いましょう。



指定管理鳥獣捕獲等事業などの事業ではアマチュア無線は使えません。事業で使用する連絡用無線は、デジタル簡易無線の利用が便利です。

## デジタル簡易無線(登録局)

デジタル簡易無線(登録局)は、簡単な手続きで使用できる無線局で、有害鳥獣捕獲やイベントを含め様々なニーズに対応しています。

- ・ 狩猟やレジャーにおける通信をはじめ、有害鳥獣捕獲やイベントなどの事業など様々な簡易な業務に使用できます。  
(個人的な通信や企業等における業務通信においても使用できます。)
- ・ 無線局の登録により使用でき、無線従事者の資格は不要です。
- ・ 最大5Wの送信出力に対応しています。
- ・ アマチュア無線のようにコールサインを音声で送る必要はありません。  
(識別信号は無線機が自動で送ります。)
- ・ 通信の相手に制限はありません。
- ・ 届出することで、登録人以外の方が使用することができます。  
(無線機のレンタル使用が可能です。)



デジタル簡易無線(登録局)の手続きについて

北陸総合通信局無線通信部陸上課(電話 076-233-4482)にお問い合わせください。

## アマチュア無線

- ・ アマチュア無線は、国際的なルールにより、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究を行うものとされています。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業などの事業では、アマチュア無線は使用できません。

# 狩猟犬・罾などに設置する狩猟用発信器 (ドッグマーカー等)のルール

電波法で定める技術基準に適合しない狩猟用発信器の電波は、消防無線などの重要無線や他の無線に妨害を与える場合があります。

- ・ 狩猟用発信器を購入・使用される場合は、技術基準に適合しているマーク「技適マーク 」をご確認ください。
- ・ 「技適マーク 」のない狩猟用発信器を使用している場合は、電波法に違反しているおそれがありますので、ご注意ください。
- ・ 狩猟用発信器には、アマチュア無線の周波数帯を使用するものもありますが、このような機器は、アマチュア無線局として免許されません。

 **技適マークあり**

**技適マークなし**



消防無線など  
を妨害



## 不法電波は罰せられます。

### 【不法開設】

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める微弱な電波を発射する無線機や技適マークがある狩猟用発信器等を除いて、総務大臣の免許を受けなければなりません。総務大臣の免許を受けずに無線局を開設した場合は、**1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。(電波法第110条)

### 【重要無線通信妨害】

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、**5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。(電波法第108条の2)